

宮津市公報

令和2年7月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

条 例

20 宮津市ターミナルセンター条例の一部を改正する条例	1
21 宮津市市税条例等の一部を改正する条例	1
22 宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	6
23 財産区管理会条例の一部を改正する条例	6
24 宮津市立公民館条例の一部を改正する条例	6

規 則

23 宮津まちなか地域振興拠点施設条例の施行期日を定める規則	7
24 宮津市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則	7

告 示

89 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（上司自治会）	7
90 宮津市小規模事業者等事業継続支援金交付要綱	8
91 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（岩ヶ鼻自治会）	9
92 宮津市指定ごみ袋の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託	9
93 宮津市公の施設の指定管理者の指定（宮津まちなか地域振興拠点施設）	10
94 宮津市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱	10
95 宮津市新型コロナウイルス対応資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱	11

公 告

30 農用地利用集積計画の縦覧	11
31 宮津市営住宅の入居者の公募	11
32 公示送達	12

水 道 企 業

《告 示》

9 宮津市指定給水装置工事事業者の事業廃止の届出	12
10 宮津市下水道排水設備指定工事事業者の指定辞退の届出	12

教 育 委 員 会

《告 示》

8 宮津市教育委員会定例会の招集	13
------------------	----

監 査 委 員

《監査公表》

88 定期監査結果の公表	13
--------------	----

農 業 委 員 会

《告 示》

6 宮津市農業委員会定例総会の招集	15
-------------------	----

条 例

宮津市ターミナルセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 22 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第20号

宮津市ターミナルセンター条例の一部を改正する条例

宮津市ターミナルセンター条例（平成 2 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 宮津市ターミナルセンター使用料の項の表中

「

宮津ターミナルセンター 多目的ルーム（1 階）	2, 200 円	830 円	1, 150 円
天橋立ターミナルセンター 会議室（2 階）	2, 200 円	830 円	1, 150 円

を

」

「

天橋立ターミナルセンター 会議室（2 階）	2, 200 円	830 円	1, 150 円
--------------------------	----------	-------	----------

に改める。

」

別表の 2 冷暖房装置使用料の項の表中

「

宮津ターミナルセンター 多目的ルーム（1 階）	冷房料	3, 980 円	1, 250 円	1, 570 円
	暖房料	3, 140 円	1, 040 円	1, 250 円
天橋立ターミナルセンター 会議室（2 階）	冷房料	3, 980 円	1, 250 円	1, 570 円
	暖房料	3, 140 円	1, 040 円	1, 250 円

を

」

「

天橋立ターミナルセンター 会議室（2 階）	冷房料	3, 980 円	1, 250 円	1, 570 円
	暖房料	3, 140 円	1, 040 円	1, 250 円

に改める。

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 22 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第21号

宮津市市税条例等の一部を改正する条例

（宮津市市税条例の一部改正）

第 1 条 宮津市市税条例（昭和 30 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条第 1 項第 2 号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第 35 条の 2 中「第 12 項」を「第 11 項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控

除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第37条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第37条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第37条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第54条第4項を削る。

第57条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第57条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第49条の2」を「第49条の3」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第74条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

（1）土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）

（2）土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

（3）その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第111条第6項中「第57条第6項」を「第57条第7項」に改める。

附則第2条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第2条の3第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第 5 条第 1 項中「平成33年度」を「令和 6 年度」に改める。

附則第 6 条の 3 第 2 項を削り、同条第 3 項中「附則第15条第 2 項第 6 号」を「附則第15条第 2 項第 5 号」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第26項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「附則第15条第30項第 1 号」を「附則第15条第27項第 1 号」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項中「附則第15条第30項第 2 号」を「附則第15条第27項第 2 号」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 7 項中「附則第15条第30項第 3 号」を「附則第15条第27項第 3 号」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 8 項中「附則第15条第31項第 1 号」を「附則第15条第28項第 1 号」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 9 項中「附則第15条第31項第 2 号」を「附則第15条第28項第 2 号」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第 1 号イ」を「附則第15条第30項第 1 号イ」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第11項中「附則第15条第33項第 1 号ロ」を「附則第15条第30項第 1 号ロ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項を削り、同条第13項中「附則第15条第33項第 1 号ニ」を「附則第15条第30項第 1 号ハ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第14項中「附則第15条第33項第 1 号ホ」を「附則第15条第30項第 1 号ニ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第15項中「附則第15条第33項第 2 号イ」を「附則第15条第30項第 2 号イ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第16項中「附則第15条第33項第 2 号ロ」を「附則第15条第30項第 2 号ロ」に改め、同項を同条第14項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

15 法附則第15条第30項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

附則第 6 条の 3 第17項中「附則第15条第33項第 3 号イ」を「附則第15条第30項第 3 号イ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第33項第 3 号ロ」を「附則第15条第30項第 3 号ロ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「附則第15条第33項第 3 号ハ」を「附則第15条第30項第 3 号ハ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第20項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

21 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

附則第13条第 1 項中「第35条の 2 第 1 項」の次に「、第35条の 3 第 1 項」を加える。

附則第13条の 2 第 1 項及び第 2 項中「平成32年度」を「令和 5 年度」に改め、同条第 3 項中「第 35条の 2」を「第35条の 3」に改める。

第 2 条 宮津市市税条例の一部を次のように改正する。

第18条中「第321条の 8 第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の 8 第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第 4 号中「によって」を「により」に改め、同条第 5 号中「、第 4 項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第 6 号中「第321条の 8 第22項及び第23項」を「第321条の 8 第34項及び第35項」に改める。

第19条中「及び第 4 項」を削る。

第24条第 3 項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第32条第 2 項の表第 1 号において「収益事業」という。）」を加え、「第32条第 2 項の表の第 1 号」を「同号」に、「第51条第10項から第12項まで」を「第51条第 9 項から第16項まで」に改める。

第32条第 2 項の表第 1 号オ中「第292条第 1 項第 4 号の 5」を「第292条第 1 項第 4 号の 2」に改め、同条第 3 項中「、同項第 2 号の連結事業年度開始の日から 6 月の期間若しくは同項第 3 号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第 4 号」を「若しくは同項第 2 号の期間又は同項第 3 号」に改める。

第51条第 1 項中「第 4 項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第 10項、第11項及び第13項」を「第 9 項、第10項及び第12項」に、「第 4 項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第 3 項」を「第 2 項後段」に改め、同条第 2 項中「第66条の 7 第 5 項及び第11項又は第68条の91第 4 項及び第10項」を「第66条の

7 第 4 項及び第10項」に、「第321条の 8 第24項」を「第321条の 8 第36項」に改め、同条第 3 項中「第66条の 9 の 3 第 4 項及び第10項又は第68条の93の 3 第 4 項及び第10項」を「第66条の 9 の 3 第 3 項及び第 9 項」に、「第321条の 8 第25項」を「第321条の 8 第37項」に改め、同条第 4 項中「第321条の 8 第26項」を「第321条の 8 第38項」に改め、同条第 5 項中「第321条の 8 第22項」を「第321条の 8 第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第 4 項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第 6 項中「第 4 項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の 8 第23項」を「第321条の 8 第35項」に改め、同条第 7 項中「第321条の 8 第22項」を「第321条の 8 第34項」に、「第 4 項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第 2 号中「第321条の 8 第23項」を「第321条の 8 第35項」に改め、同条第 9 項を削り、同条第10項中「第321条の 8 第42項」を「第321条の 8 第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項前段中「第10項」を「第 9 項」に改め、同項後段中「第75条の 4 第 2 項」を「第75条の 5 第 2 項」に、「第10項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の 8 第51項」を「第321条の 8 第61項」に、「第10項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の 4 第 3 項若しくは第 6 項（同法第81条の24の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）」を「第75条の 5 第 3 項若しくは第 6 項」に、「第10項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第16項とする。

第53条第 2 項中「第 4 項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「第 2 項又は第 4 項」を「又は第 2 項」に改め、同条第 3 項中「第 4 項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第 2 項又は第 4 項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第 2 条第12号の 6 の 7 に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第 2 号において同じ。）」を削り、同条第 4 項中「第 4 項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第55条第 4 項から第 6 項までを削る。

第94条第 2 項ただし書中「0.7グラム」を「1 グラム」に、「0.7本」を「1 本」に改める。

附則第 2 条の 2 第 2 項中「及び第 4 項」を削る。

（宮津市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 3 条 宮津市市税条例の一部を改正する条例（令和元年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第25条第 1 項第 2 号の改正規定を削る。

附則第 1 項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中宮津市市税条例第94条第 2 項にただし書を加える改正規定及び同条第 4 項の改正規定並びに附則第 6 条の規定 令和 2 年10月 1 日
- (2) 第 1 条中宮津市市税条例第25条第 1 項第 2 号、第35条の 2 及び第37条の 2 第 1 項ただし書の改正規定、第54条第 4 項を削る改正規定並びに同条例附則第 2 条の 2、第 2 条の 3 第 1 項、第13条第 1 項及び第13条の 2 第 3 項の改正規定並びに次条並びに附則第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定 令和 3 年 1 月 1 日
- (3) 第 2 条中宮津市市税条例第94条第 2 項ただし書の改正規定及び附則第 7 条の規定 令和 3 年10

月 1 日

(4) 第 2 条 (前号に掲げる改正規定を除く。) 及び附則第 4 条の規定 令和 4 年 4 月 1 日

(延滞金に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の宮津市市税条例 (以下「新条例」という。) 附則第 2 条の 2 の規定は、前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 25 条第 1 項 (第 2 号に係る部分に限る。)、第 35 条の 2 及び第 37 条の 2 第 1 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 2 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 令和 3 年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第 37 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額 (地方税法等の一部を改正する法律 (令和 2 年法律第 5 号) 第 1 条の規定による改正前の地方税法 (以下「旧法」という。) 第 292 条第 1 項第 11 号に規定する寡婦 (旧法第 314 条の 2 第 3 項の規定に該当するものに限る。) 又は旧法第 292 条第 1 項第 12 号に規定する寡婦である第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。

4 新条例第 37 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第 2 項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第 37 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法 (昭和 40 年法律第 33 号) 第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等 (同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。) について提出する新条例第 37 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書について適用する。

第 4 条 附則第 1 条第 4 号に掲げる規定による改正後の宮津市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日 (以下この条において「4 号施行日」という。) 以後に開始する事業年度 (所得税法等の一部を改正する法律 (令和 2 年法律第 8 号) 第 3 条の規定 (同法附則第 1 条第 5 号ロに掲げる改正規定に限る。) による改正前の法人税法 (昭和 40 年法律第 34 号。以下この条において「4 年旧法人税法」という。) 第 2 条第 12 号の 7 に規定する連結子法人 (次項において「連結子法人」という。) の連結親法人事業年度 (4 年旧法人税法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。) が 4 号施行日前に開始した事業年度を除く。) 分の法人の市民税について適用する。

2 4 号施行日前に開始した事業年度 (連結子法人の連結親法人事業年度が 4 号施行日前に開始した事業年度を含む。) 分の法人の市民税及び 4 号施行日前に開始した連結事業年度 (4 年旧法人税法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。) (連結子法人の連結親法人事業年度が 4 号施行日前に開始した連結事業年度を含む。) 分の法人市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 5 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第 57 条第 4 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 2 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第 57 条第 5 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第 74 条の 3 の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者につ

いて適用する。

- 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（次項及び第7項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

————— * * * —————

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月22日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第22号

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険税条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

————— * * * —————

財産区管理会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月22日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第23号

財産区管理会条例の一部を改正する条例

財産区管理会条例（昭和31年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「7人」を「7人以内」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 委員の定数は、市長が各財産区と協議して定めるものとする。

第7条第1項中「4人以上の委員」を「委員の半数以上」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

————— * * * —————

宮津市立公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月22日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第24号

宮津市立公民館条例の一部を改正する条例

宮津市立公民館条例（昭和30年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条第6号中「1428番地」を「1230番地」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

規 則

宮津まちなか地域振興拠点施設条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 2 年 6 月 22 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第23号

宮津まちなか地域振興拠点施設条例の施行期日を定める規則

宮津まちなか地域振興拠点施設条例（令和 2 年条例第 8 号）の施行期日は、令和 2 年 8 月 1 日とする。

* * *

宮津市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 6 月 30 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第24号

宮津市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則

宮津市予防接種事故災害補償規則（平成25年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項の表中

43, 400, 000円	を	44, 200, 000円	に改める。
43, 400, 000円		44, 200, 000円	
28, 899, 000円		29, 431, 000円	
22, 062, 000円		22, 468, 000円	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 2 項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後に発見した事故に係る災害補償について適用する。

告 示

宮津市告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第11項の規定により、平成24年 4 月 1 日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 上司自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 大 塚 啓 一
- 3 変更年月日 令和 2 年 5 月 17 日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和 2 年 6 月 15 日

宮津市長 城 崎 雅 文

* * *

宮津市告示第90号

宮津市小規模事業者等事業継続支援金交付要綱を次のように定める。

令和 2 年 6 月 16 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市小規模事業者等事業継続支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、新型コロナウイルス感染症の全国的かつ急速なまん延等により、経営状況が悪化するなどの影響を受けた市内の小規模事業者等の事業継続を支えるため、市内の小規模事業者等に対し、事業全般に広く使うことができる宮津市小規模事業者等事業継続支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第 2 条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第 2 条第 5 項に規定する者であって、本市に事業所を有するもの
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、1 か月当たりの収入金額が令和 2 年 1 月から令和 2 年 5 月までの任意の月（以下「対象月」という。）において、前年同月比で30パーセント以上の減少が認められる者
- (3) 対象月の属する事業年度の前年度の事業収入が年額100万円以上ある者
- (4) 市税（地方税法（昭和25年法律第226号）第 5 条に規定する税をいう。）を滞納していない者

(不交付対象者)

第 3 条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付対象者とししない。

- (1) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第 1 に規定する公共法人
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
 - (3) 宗教上の組織又は団体
 - (4) 政治団体
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が判断する者
- (支援金の額)

第 4 条 支援金の額は、10万円とする。

(交付申請)

第 5 条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宮津市小規模事業者等事業継続支援金交付申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 対象月の属する事業年度の前年度の事業収入が確認できる確定申告書の写し
- (2) 対象月の収入金額を示した帳簿等
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 正当な理由により前項各号に掲げる書類を提出できない場合は、別に市長が定める書類を提出しなければならない。

3 支援金の交付申請は、原則として郵送により市長に提出するものとする。

(申請期限)

第 6 条 支援金の交付申請期限は、令和 2 年 7 月 31 日とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(交付決定)

第 7 条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の適否を決定するとともに申請者に通知するものとする。

(令和 2 年分の確定申告書の提出義務)

第 8 条 支援金の交付を受けた者は、対象月の属する事業年度の確定申告を行った後、速やかにその書類の写しを市長に提出しなければならない。

(交付の取消及び返還)

第 9 条 市長は、支援金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、支援金の交付の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支援金が支給されているときは、その全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 交付の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により、支援金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (3) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (4) その他市長が不適当と認めるとき。

(その他)

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成9年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 岩ヶ鼻自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 岡 本 司
- 3 変更年月日 令和2年2月16日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
令和2年6月16日

宮津市長 城 崎 雅 文

* * *

宮津市告示第92号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を令和2年6月20日から令和2年3月31日まで次の者に委託したので、同条例2項の規定により告示する。

令和2年6月19日

宮津市長 城 崎 雅 文

収入事務受託者

住所 宮津市字本町1011番地
氏名 株式会社富田
代表取締役 寺 尾 純

* * *

宮津市告示第93号

宮津市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定したので、宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成17年規則第28号)第7条の規定により告示する。

宮津市長 城 崎 雅 文

1 宮津まちなか地域振興拠点施設(宮津市字浜町3007番地他)

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 ハマカゼプロジェクト株式会社

代表者 代表取締役 坂 本 亮

所在地 宮津市字白柏1293番地

(2) 指定期間 令和2年8月1日から令和7年3月31日まで

* * *

宮津市告示第94号

宮津市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年6月30日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱(平成27年告示第130号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

農業生産活動	10アール当たりの交付単価
5割低減の取組(化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組をいう。以下同じ。)と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組	4,400円
5割低減の取組とカバークロップ(緑肥の作付け)を組み合わせた取組	6,000円
5割低減の取組とリビングマルチ(緑肥の作付け)を組み合わせた取組	5,400円 (小麦、大麦・イタリアンライグラスを作付けした場合は3,200円)
5割低減の取組と草生栽培(緑肥の作付け)を組み合わせた取組(果樹及び茶に限る。)	5,000円
5割低減の取組と不耕起播種を組み合わせた取組(麦(小麦、二条大麦、六条大麦又ははだか麦をいう。))又は大豆に限る。)	3,000円
5割低減の取組と長期中干しを組み合わせた取組(水稻に限る。)	800円
5割低減の取組と秋耕を組み合わせた取組(水稻に限る。)	800円
有機農業(化学肥料及び化学合成農薬を使用しない農業をいう。以下同じ。)の取組(そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物を除く。)	12,000円 (土壌診断を実施するとともに、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、カバークロップ、リビングマルチ又は草生栽培のいずれか1つ以上を実施する場合に限り2,000円を加算)
有機農業の取組(そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物に限る。)	3,000円

冬期湛水管理（有機質肥料施用、畦補強等実施）（水稻、大豆及び小豆に限る。）	8,000円
冬期湛水管理（有機質肥料施用、畦補強等未実施）（水稻、大豆及び小豆に限る。）	7,000円
冬期湛水管理（有機質肥料未施用、畦補強等実施）（水稻、大豆及び小豆に限る。）	5,000円
冬期湛水管理（有機質肥料未施用、畦補強等未実施）（水稻、大豆及び小豆に限る。）	4,000円
炭の投入	5,000円

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の宮津市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱の規定は、令和2年4月1日以後の農業生産活動について適用する。

* * *

宮津市告示第95号

宮津市新型コロナウイルス対応資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年7月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市新型コロナウイルス対応資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市新型コロナウイルス対応資金利子補給金交付要綱（令和2年告示第78号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「3,000万円」を「4,000万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第3条第2項の規定は、対象融資に係る保証承諾日がこの要綱の施行の日以後であるものについて適用し、対象融資に係る保証承諾日が同日前であるものについては、なお従前の例による。

公 告

宮津市公告第30号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和2年度農用地利用集積計画（令和2年6月10日付け宮農委第14号通知分）を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和2年6月15日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和2年6月15日

至 令和2年6月29日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

* * *

宮津市公告第31号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅の入居者を公募します。

令和2年6月19日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 公募する住宅

団 地 名	所 在 地	家賃 (円)	戸数	規格
タヶ丘	宮津市字須津	27,500～54,300	2	3DK(子育て)
		27,500～54,300	3	3DK(一般)
		23,900～47,000	1	2DK(一般)

2 入居者の資格

- (1) 条例で定められた収入の金額を超えないこと。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。
- (6) 子育てへの申込者は、中学生以下の子どもがいる世帯であること。

3 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民部市民課市民窓口係受付（本館1階）に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

4 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 令和2年6月22日（月）から令和2年7月15日（水）まで
- (2) 場所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

5 選考方法の概略

入居の申込みをした方が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、宮津市営住宅等設置及び管理条例第8条第1項各号のいずれかに該当する方の中から行き、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い方から入居者を決定します。ただし、住宅困窮順位の定め難い方については、公開抽せんにより決定します。

6 入居時期 令和2年9月1日（予定）

* * *

宮津市公告第32号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和2年6月22日

宮津市長 城 崎 雅 文

(以下揭示済)

水 道 企 業

《告示》

宮津市上下水道告示第9号

次の者について、宮津市指定給水装置工事事業者の事業廃止の届出を受理したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

令和2年6月9日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

指定番号 宮水道指定第K98007号

- (1) 名 称 筒川板金工業所
- (2) 所在地 宮津市字里波見598番地の3
- (3) 代表者 筒 川 晃 次

* * *

宮津市上下水道告示第10号

宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定辞退の届出を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規程（令和2年水管規程第3号）第11条第1項の規定により指定を取り消し、同規程第16条の規定により告示する。

令和2年6月9日

宮津市上下水道事業
宮津市長 城 崎 雅 文

指定番号 宮下水道指定第10号

- (1) 名 称 筒川板金工業所
(2) 所在地 宮津市字里波見568番地の3
(3) 代表者 筒 川 晃 次

教 育 委 員 会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第8号

令和2年第8回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和2年6月16日

宮津市教育委員会
教育長 山 本 雅 弘

- 1 日 時 令和2年6月19日（金）午前9時00分
2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

監 査 ・ 公 平 委 員 会

宮津市監査公表第88号

令和元年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、宮津市長から通知があったので、当該通知に係る事項を公表する。

令和2年6月9日

宮津市監査委員 中 村 明 昌
宮津市監査委員 河 原 末 彦

令和元年度定期監査（令和2年3月25日宮津市監査公表第87号）

監査の結果	措置の内容(回答)
(1) 契約、文書事務について ① 文書事務について 文書事務については、年度当初に庶務担当係長会議が開催され、原議書等の様式やその記載例が示されるなど適正な処理について徹底を図られてきたところである。 しかしながら、契約関係書類等を審査する中で、周知された記載どおりとなっていないものや根拠法令が理解されていないと思われる記載が見受けられるとともに、誤字、脱字等の単純なミスや不鮮明な押印も多く見受けられた。	○ 文書事務に係る不適切な事務処理事例については、回議の際の審査において、内部牽制機能が働くよう庁内周知と指導を徹底してまいります。

文書事務に当たっては、情報公開も視野に入れ、庶務担当係長会議の周知事項の徹底を図るとともに、決裁過程で誤りが是正されるよう内部牽制を強化し、適正な事務処理が行われることを強く望むものである。

② 印紙について

契約書類の印紙の取扱いについては概ね改善が図られているが、依然として、原議書に記載の印紙税額と契約書に貼付してある印紙税額が違うケースが見受けられた。

印紙税法に照らして、印紙税額が適正であるかどうかの確認はもとより、受注者から提出された契約書の確認も含め、適切な事務処理に努められたい。

③ 契約状況について

災害復旧事業における少額工事や緊急の必要、競争入札に付し入札者がいない等の理由により、随意契約及び1者見積りによる契約件数が昨年度から多くなっているが、随意契約については、競争入札を原則とする地方自治体の契約方法の例外であり、地方自治法施行令で認められた場合のみ実施できる契約方法である。その中でも1者随意契約を採用する場合には「本当にその業者でしか受注できないのか」等、法令の要件に該当するか否かの判断を厳格に行うとともに、過去の経過等にとらわれず公開性、公正性、競争性、経済性の確保について十分認識したうえで運用されるよう要望する。

④ 契約書について

業務委託契約書において、契約保証金の欄が未記載のまま契約されているものや、契約書第5条の業務完了報告書に係る規定が基準契約書と異なる記載となっているものが見受けられた。

契約事務については、庶務担当係長会議において全庁的な指導がなされているところであるが、今後もより一層、適正に契約事務処理が執行されるよう、職員への周知を徹底されることを強く望むものである。

(2) 補助金について

監査を行った交付事務については、概ね適正に行われていると認められ、各種団体の自主的な社会活動の実現に役立つものとなっている。

しかしながら、申請者から前金払の書類提出がないにもかかわらず前金払で交付しているケースや、事業計画に必要と認め難い全額の前金払いを行ったものも依然として見受けられ

○ 印紙の適切な取扱いについて、チェックリスト、記載例で整理した上で、庶務担当係長会議等を通じて、適正な事務処理の徹底を図ります。

○ 随意契約については、法令で認められた範囲で運用することとしており、法令の趣旨を徹底するよう改めて指導をいたします。

○ 基準契約書の文言整理、チェックリスト、記載例等整理を行った上で、庶務担当係長会議等を通じ適正な契約事務処理の徹底を図ります。

○ 補助金の交付に当たっては、補助金の趣旨を損なうことのないよう事務処理を行うとともに、補助金の必要性やその効果等をより一層精査した上で、適切な事務処理に努めていきます。

た。

市の一方的な決裁手続で行うのではなく、書類による申出によって必要性を判断をされたい。

今後においても、各種団体への補助金の交付に当たっては、公益上の補助の必要性や有効性などについて精査するとともに、補助金等の交付事務の透明性を確保され、適正な事務処理に努められたい。

(3) 滞納整理について

市税をはじめとする各種収納金の収納対策については、行政改革の中でも重要な柱として、地方税機構による法的処分のほか、給水停止の実施や電話催告等により収納率向上に努められているところである。

しかしながら、滞納繰越分の収納状況において、収納率10%未満の収納金も多く、毎年度滞納額が増加傾向にある。公債権、私債権の別はあるものの法的措置を視野に入れた条例改正も検討され、実効性が担保できる体制を構築することが必要である。新たな滞納対策の制度設計を早急に検討され、その下で滞納額の解消が図られることを期待するものである。

また、負担の公平性と財政健全化の推進の観点からも、引き続き職員の専門的知識の向上に努められ、従来の慣例に捉われることなく滞納者の実情を把握した上で、粘り強く徴収活動を進められたい。

○ 引き続き、研修会の開催及び市の「滞納整理マニュアル」等による職員の専門知識の向上に努めます。

農 業 委 員 会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第6号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和2年6月3日

宮津市農業委員会
会長 藤 井 忠

1 日 時 令和2年6月10日（水） 午前9時30分

2 場 所 宮津市役所 第5会議室

3 議 題

議案第19号 非農地証明交付申請の承認について

議案第20号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について